

## 森林内の伐採について

森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林届出書」による届出が必要です。

「伐採及び伐採後の造林届出書」とは

森林の立木を伐採するときには、あらかじめ飯田市へ届出することが森林法で義務づけられています。これは無秩序な伐採によって、森林の持つ多様な機能が失われることの無いようにするもので、届出により伐採及び伐採後の造林の内容を飯田市森林整備計画と整合するよう確認します。

届出の対象となる森林とは

届出の対象となる森林は「地域森林計画対象森林」となっている民有林です。

伐採しようとする森林が保安林・保安施設に指定されている場合や、森林経営計画がたてられている森林の場合は、この届出とは異なり、南信州地域振興局林務課への届出もしくは許可申請となります。

地域森林計画対象森林であるかどうかは、南信州地域振興局林務課への申請により森林計画図もしくは森林簿にて確認することができます。また、写しの交付も受けられます。

届出はいつまでに

伐採を始める日の90日前から30日前までに提出して下さい。

届出は誰が行うのか

届出は「森林所有者」または「伐採を行う者」が届出書を提出して下さい。

伐採を行う者が森林所有者ではない場合などには、森林所有者と伐採を行う者との連名で提出して下さい。

届出に必要な書類

伐採及び伐採後の造林届出書

伐採を行う森林の位置図（森林計画図）

その他

伐採した森林を森林以外の用途へ転用する行為が伴う場合には、「伐採及び伐採後の造林届出書」の他に開発行為の内容がわかる書類が必要となります。

1ヘクタールを超える伐採はこの届出ではなく、「林地開発許可」となり、南信州地域振興局林務課への許可申請が必要です。

森林の立木の伐採（主伐）及び造林が完了した時は、「伐採に係る森林の状況報告書または、伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

詳細については飯田市ウェブサイト「伐採及び伐採後の造林の届出・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について」をご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/23/battsai-todokede.html>

問い合わせ先

林務課 里山保全係 電話 0265-24-4567（課直通）

0265-22-4511 内線 4861